

京都市告示第152号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年5月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
御前通	北区紫野西土居町1番地の90地先から 同町1番地の122地先まで	旧	メートル 43.70	メートル 2.05 ~ 4.00
		新	43.70	3.05 ~ 4.00
西七条緯20号線	下京区梅小路西中町10番地の8地先から 同町10番地の15地先まで	旧	32.60	5.90 ~ 5.95
		新	32.60	6.00 ~ 6.06
横大路緯43号線	伏見区横大路貴船42番地の2地先から 同町41番地の7地先まで	旧	21.70	3.85 ~ 3.95
		新	21.70	6.01 ~ 6.04
久我2号線	伏見区久我石原町5番地の30地先から 同町5番地の29地先まで	旧	16.40	2.10 ~ 2.15
		新	16.40	6.00 ~ 6.01
久我9号線	伏見区久我西出町2番地の1地先内	旧	3.80	1.00
		新	3.80	2.91 ~ 6.20
久我11号線	伏見区久我西出町8番地の19地先から 同町7番地の20地先まで	旧	160.60	1.90 ~ 2.40
		新	160.60	2.04 ~ 6.02

久我25号線	伏見区久我西出町8番地の21地先内	旧	23.00	1.10
		新	23.00	1.46
久我50号線	伏見区久我西出町1番地の28地先から 同町6番地の27地先まで	旧	226.20	2.10 ~ 2.70
		新	226.20	9.00 ~ 10.86

(建設局土木管理部道路明示課)